令和 5 年度 (2023 年度)「阿蘇」世界文化遺産学術検討支援業務委託 基本仕様書

1 業務の名称

令和5年度(2023年度)「阿蘇」世界文化遺産学術検討支援業務委託

2 実施目的

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会(熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村が平成21年(2009年)に設置した協議会)では、「阿蘇」の世界文化遺産登録を目指している。

今年度は、委託者である熊本県文化企画・世界遺産推進課(以下「県」という。)が、「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表追加記載に向けた学術検討を行う等、その支援として「3 業務内容」に示す業務を委託する。

3 委託業務の内容

(1) <u>既登録世界文化遺産の推薦書の分析等、阿蘇の推薦書に作成に必要な情報の整理</u> 国内外の世界文化遺産の推薦書を比較検討し、「阿蘇」が今後、推薦書を作成するに あたり必要となる項目・内容について提示する。その際、模範となる好例のみなら ず、悪例もあれば提示すること。

(2) 推薦書に盛り込む予定の阿蘇災害史の整理

阿蘇における火山噴火、地震、水害、大規模火災、飢饉等、第二次世界大戦前までの災害による被災と復興の歴史を整理する。その際には可能な限り原典にあたり、出典も必ず明記すること。

(3) 既登録世界文化遺産の景観形成地域設定に関する事例調査

資産範囲候補地の景観をコントロールするため、国内の既登録世界文化遺産における景観形成地域の設定に至る経過、設定前の課題、設定基準等の事例調査を行う。

(4) 学術委員会の運営補助

令和5年度に実施する学術委員会(2回)に際し、以下の業務を行う。

- ・現地出席困難な委員のために、事前に Zoom、Webex 等のオンライン設定を行う。
- ・学術委員会の会場にて Zoom、Webex 等のオンライン設定を行う。
- 学術委員会の内容について、議事録を作成し委託者に提出する。
- 委員への旅費・謝金の支払い(受託者負担)を行う。

(旅費・謝金の目安)

項目	摘要
学術委員旅費	東京―熊本往復の旅費を目安とする。
	熊本市内泊 1 名につき 10,800 円を目安とする。
	学術委員は9名程度とする。
謝金	会議1日につき10,500円を目安とする。

(6) その他

「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表追加記載に向けて、現在、県が実施している業務以外に必要な業務があれば積極的に提案する。

なお、(1)から(4)の業務については、県、文化庁及び学術委員会等から情報の 追加が求められた場合、対応すること。

4 著作権に係る留意事項

- (1)業務に当たり、第三者(本県及び受託業者以外)が所有する素材を用いる場合には、 著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作製した成果品に関する全ての著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) は、県に帰属する。

5 委託期間

契約締結の日から令和6年(2024年)3月22日(金)まで

6 契約上限額

8,140,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

7 成果品の納品

業務完了報告書の提出と併せて、委託業務の成果品として、次のものを納品する。

- ・事業で作成・使用したデータ等(電子媒体)を所収した DVD-R 及び物品等
- ・報告会の録音データ(電子媒体)。

8 成果品の二次利用(電子及び紙媒体)

委託者が行う事業での利用及び配布に利用(複写・加工による利用を含む)

9 特記事項

- (1)企画の実施(課題等含む)に当たっては、委託者と十分協議すること。
- (2) 打合せに伴う交通費等については、受託者の負担とする。

10 本仕様書

本仕様書は、企画コンペの結果に基づき、委託者・受託者双方で実施内容の協議を行ったうえで、別途作成する。